
ダイナースクラブ メタルカード ご利用上の注意

ダイナースクラブ メタルカード（以下、メタルカード）は、通常のプラスチック製のカードとは異なり、一部ご利用に制約等がありますので、各種案内ならびに「ダイナースクラブ メタルカード特約」をご確認のうえ、ご利用ください。

1.ご利用いただけない端末について

以下の端末では、メタルカードはご利用いただけません。プラスチック製の本会員カード、家族カードをご利用ください。

- (1) 自動精算機、券売機、セルフレジ等、カードを端末が吸い込んで読み取りを行う仕様の端末
- (2) CD/ATM等で、カードを吸い込んで読み取りを行う仕様の端末
- (3) その他、加盟店等が同社設置の端末でメタルカードの取り扱いができないと判断した場合

その他、加盟店等で利用をお断りする場合がありますので、詳しくはご利用の加盟店でお問い合わせください。

なお、ダイナースクラブ メタルカード特約第7条第3項に定める通り、これらの端末での利用や、その他の理由で加盟店端末に故障・破損等が生じた場合、ならびにこれらに起因し会員が加盟店、加盟店端末設置会社、加盟店管理会社等から損害賠償等を請求された場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2.キャッシングサービス、カードローンについて

メタルカードでは、キャッシングサービス、カードローンはご利用いただけません。プラスチック製の本会員カード、家族カードをご利用ください。（※）

※プラスチック製の本会員カードにおいて、会員規約に定めるキャッシング・ローン利用可能枠の設定が必要です。

3.暗証番号変更について

メタルカードの暗証番号変更は、セブン銀行ATMで承ることができません。カード裏面に記載の電話番号にご連絡ください。変更手続きを承ります。

以上

ダイナースクラブ メタルカード特約

第1条 (会員規約の適用)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特段の定めがない限りダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約を準用するものとし、会員規約上の「カード」をダイナースクラブ メタルカードと読み替えるものとします。

第2条 (ダイナースクラブ メタルカード)

ダイナースクラブ メタルカード(以下「メタルカード」という)とは、会員規約に基づき三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が会員に貸与するクレジットカードのうち、当社が別途定めたカード(以下、「対象カード」という)を保有する会員に対して、当該対象カードに付帯して発行し、貸与するカードをいいます。

第3条 (発行手数料)

1. 当社がメタルカードを新たに発行し、貸与する場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。
2. 当社がメタルカードの再発行を行う場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。
3. 当社が会員規約に定める有効期限を更新した新たなメタルカードを発行する場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。
4. 当社が暗証番号の変更に伴うメタルカードの再発行を行う場合、会員は当社が定める発行手数料を支払うものとします。
5. 前各号にかかわらず、当社の判断により発行手数料を当社で負担する場合があります。

第4条 (リワードプログラム)

メタルカードのカード利用代金分のポイントは、対象カードとは別に、メタルカードに加算します。

第5条 (キャッシングサービス・カードローン)

メタルカードは、対象カードにおいて、会員規約に定めるキャッシング・ローン利用可能枠の設定の契約が成立しているか否かに関わらず、キャッシングサービス・カードローンは利用できないものとします。

第6条 (カード利用可能枠)

1. メタルカードのショッピングリボ利用可能枠は、対象カードとは別に設定するものとします。
2. キャッシング・ローン利用可能枠は適用しないものとします。

第7条 (カードの利用)

1. メタルカードは、次のような加盟店端末ならびにCD/ATM等(以下、「端末」)では利用できません。

- (1) 自動精算機、券売機、セルフレジ等、カードを端末が吸い込んで読み取りを行う仕様の端末
 - (2) CD/ATM等で、カードを吸い込んで読み取りを行う仕様の端末
 - (3) その他、加盟店等が同社設置の端末でメタルカードの取扱いが出来ないと判断した場合
2. ただし、前項第1号および第2号に定める端末でも、ダイナースクラブ コンタクトレス(以下、「タッチ決済」という)で決済可能な端末で、タッチ決済を利用する場合はこの限りではありません。
 3. 本条第1項に定める端末での利用や、その他の理由で加盟店端末を故障・破損等が生じた場合、ならびにこれらに起因し会員が加盟店、加盟店端末設置会社、加盟店管理会社等から損害賠償等を請求された場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条 (支払区分)

1. メタルカードで指定できる支払区分は、対象カードと同一とします。
2. メタルカードのショッピング支払いタイプは、対象カードとは別の設定を可能とします。

第9条 (代金の支払い)

1. メタルカードの利用による約定請求債務は、対象カードとは合算せず、当社の指定する金融機関からの口座振替等の方法により支払うものとします。
2. 会員は、メタルカードの支払口座を、当社指定の方法で届け出るものとします。
3. メタルカードでリボ払いを指定した場合、利用残高は対象カードとは合算せず、弁済金の算出等もメタルカードの利用残高を用います。
4. 会員は、会員規約に定める支払日に約定請求債務の履行を怠った場合は、当社所定の方法によりメタルカードの約定請求債務を支払うものとします。なお、当社への支払いに要した費用は、当然に会員負担になります。
5. 当社は、本条第1項に規定する会員の毎月の約定請求債務を、ご利用代金明細書等当社所定の方法により、支払日までには会員の届出先に当社所定の方法により通知するものとします。

第10条 (メタルカードの退会、切替え)

1. 対象カードを退会した場合には、メタルカード(メタルカードの家族カードを含む)も当然に退会となります。
2. メタルカードから、当社の他のクレジットカードへの切替えはできないものとします。

(2021年4月16日 制定)